

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください

長野高教組FAXニュース	増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール naganokokyoso@educas.jp HP http://naganokokyoso.com/ FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2021年10月25日(月) No. 392 (21-09)

人事委員会勧告速報

ボーナス0.10月引下げ(国0.15月引下げ) 地公労の取り組み、一定反映

長野県人事委員会勧告内容(概略)

月例給
ボーナス

改定なし
民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.40月分 → 4.30月分
※再任用職員については、期末手当0.05月引下げ(2.30月→2.25月)

	6月期	12月期
2021年度 期末手当	1.275 月(支給済み)	1.125 月(現行1.275月)
勤勉手当	0.925 月(支給済み)	0.975 月(現行0.925月)
2022年度 期末手当	1.20 月	1.20 月
以降 勤勉手当	0.95 月	0.95 月

人材確保

会計年度任用職員制度については、常勤職員の給与との均衡を図ること。

不妊治療休暇

不妊治療休暇と仕事の両立も重要な課題であり、昨年度長野県独自に新設された不妊治療休暇制度の周知、活用をはじめ、不妊治療を受けやすい職場環境を醸成することが必要。

勤務時間把握

任命権者にあっては、勤務時間を客観的な記録を基礎として確認し、記録することを徹底した上で、時間外勤務や在校等時間の縮減につなげる必要がある。

実施時期

2021年12月1日から実施

今回の勧告のポイント

(1) 期末手当と勤勉手当の支給割合

今回の県人勧では、ボーナスを0.10月の引下げ(勤勉手当を0.05月引き上げる一方、期末手当を0.15月引き下げる)としています。国の人事院勧告が0.15月の引下げとなっていることから、地公労の取り組みにより、下げ幅を圧縮させることができました。しかし、期末手当の支給率を引き下げることによって、人事評価に影響を受ける「勤勉手当」の比率が高くなることは極めて問題です。

(2) 会計年度任用職員の処遇改善

会計年度任用職員にはそもそも勤勉手当は支給されていません。期末手当が引き下げられれば、会計年度職員と一般職員との賃金格差はますます大きなものとなります。会計年度任用職員の給与について、「常勤職員との均衡を図ること」を言及していることから、今後の交渉で勤勉手当を支給するよう求めていくことが重要です。

(3) 人事管理について前向きな言及

①不妊治療休暇制度の周知・活用をはじめ、不妊治療休暇を取得しやすい職場環境の醸成、②任命権者が勤務時間を客観的に確認し、職員の時間外勤務や在校等時間の縮減につなげる、など人事管理に関する課題の解消に言及した点は、この間の地公労の取り組みの成果です。

※同送した「地公労声明」も合わせてご確認ください。